

福岡市市政記者各位

福岡市西区地域整備部生活環境課

### 身分証明書等の紛失について

西区生活環境課で勤務する嘱託職員が業務で使用する身分証明書等を紛失いたしました。市民のみなさまにはご迷惑をおかけいたしますが、以下のとおり状況等についてお知らせするとともに、なりすまし等への悪用にご注意いただくようお願いいたします。今後、同様の事故が発生しないよう、再発防止の徹底を図ってまいります。

#### 1 紛失した身分証明書等と使用目的

- ①「環境衛生監視員の証」：火葬場の適正な管理についての立入検査業務に使用
- ②「浄化槽法第 53 条第 3 項の立入検査員証」：浄化槽の設置や適正管理についての立入検査に使用
- ③「福岡市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例第 14 条第 3 項の立入検査員証」：浄化槽保守点検業者の事務所や営業所への立入検査に使用
- ④「騒音規制法第 20 条第 2 項や水質汚濁防止法第 22 条第 4 項等に基づく身分証明書」：人の健康や生活環境に被害が生じることを防止するために、緊急に行う事業場への立入検査等に使用
- ⑤「身分証明書（福岡市空家等の適切な管理に関する条例第 5 条第 3 項）」：空家等の敷地部分で行う目視その他の軽易な立入調査に使用

#### 2 事故の経緯

- 10 月 12 日（土）  
嘱託職員が休日（勤務を要しない日）に自宅付近でカバンを紛失  
翌日、警察署に遺失届けを提出
- 10 月 16 日（水）  
嘱託職員から上司にカバンを紛失したと報告
- 11 月 12 日（火）  
嘱託職員から身分証明書等の再交付について担当の職員に依頼
- 11 月 29 日（金）  
紛失に伴う身分証明書等の無効手続き及び再交付手続き中

#### 3 今後の対応

被害防止のため、紛失した身分証明書等を無効とする手続きを行っています。

また、西区ホームページにて、当課職員が訪問した際は、職員が提示する身分証明書等の顔写真による本人確認をお願いするとともに、不審な点等に気づいた際は、福岡市西区生活環境課へ連絡をいただくよう注意喚起を行います。

#### 4 再発防止について

生活環境課の全職員に対し、身分証明書等の事故等発生時には速やかに報告するとともに、取り扱いについての研修を実施するとともに、業務上交付しております身分証明書等について、使用しない場合などは職場で管理し、業務必要時に職員に携帯させるよう管理を徹底し、再発防止に努めます。

<問い合わせ先>

西区地域整備部生活環境課 浅田

TEL : 092-895-7049（内線 191-301）